

高松市監査委員告示第8号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年3月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	三	笠	輝	彦
同	橋	本	浩	之

監査結果に基づく 措置通知

(包括外部監査)

(令和3年3月31日)



Takamatsu City Audit Commissioners

高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp



包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R3.3.31

監査実施年度 平成16年度

監査テーマ 高松市民病院の管理運営について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
1	指摘	修繕引当金の合理的な計上基準を設定し、その基準に基づき継続的に処理すべきもの	P80	病院局	みんなの病院 事務局総務課	R3.2.16
2	意見	減価償却の開始時期について	P85			

監査実施年度 平成24年度

第1の監査テーマ 高松市の安全な街づくり

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
3	指摘	実務に活用できる入力システムを構築すべきもの	P94、96	消防局	予防課	R3.3.8
4	指摘	改善事項の対応が確認できる文書管理方法を採用すべきもの	P94、96			
5	意見	査察計画は、作成方法や手順を規格化し、合理的に策定することについて	P93、94、96			
6	意見	一定期間査察が実施されていない対象物を査察計画策定の基礎とすること、実施可能な計画を再策定することについて	P93、96			
7	意見	査察計画から査察結果までの管理ができる文書管理システムの構築について	P94、96			
8	意見	査察計画に対する実施状況が管理できる計画表とすることについて	P94、97			
9	意見	実施状況の管理簿の作成と改善状況のチェックを組織的に行うことについて	P94、97			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R3.3.31

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
10	意見	対象物の転用や取り壊しなどの把握、管理データによる現況の確認について	P94、97	消防局	予防課	R3.3.8
11	意見	査察に応じない管理者及び対象物の公表を検討することについて	P97			
12	意見	査察の結果、指摘事項があった場合の改善状況への対応について	P97			
13	意見	重要な改善事項が放置されている対象物は、臨時査察時にも改善指導を行うことについて	P97			
14	意見	現行の条例規程を実施の上で、改善事項に対応しない者について公表する制度導入の検討について	P97			
15	意見	避難訓練の未実施への対応をより厳重に行うことについて	P97			

第2の監査テーマ 高松市の関連諸団体

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
16	指摘	支出手続を分掌すべきもの（源平屋島地域運営協議会）	P144、229	創造都市推進局	観光交流課	R3.3.3
17	意見	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて（源平屋島地域運営協議会）	P144、229			
18	意見	振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（源平屋島地域運営協議会）	P144、145、230			
19	意見	預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（源平屋島地域運営協議会）	P144、230			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R3.3.31

措置通知 No.	区分※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
20	意見	会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算する様式を使用することについて（源平屋島地域運営協議会）	P145、230	創造都市推進局	観光交流課	R3.3.3
21	意見	納品や実施後の検収は、発注書に基づき事務処理担当者以外により行われることについて（源平屋島地域運営協議会）	P145、146、230			

監査実施年度 平成27年度

監査テーマ 情報システムに関する事務の執行について

措置通知 No.	区分※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
22	指摘	運用状況の定期的なモニタリングを行うべきであることについて	P71	総務局	情報政策課	R3.3.1
23	指摘	実際業務に即した情報セキュリティポリシーの見直しとチェックリスト化等による役割の明確化と実施可能な作業レベルへの落とし込みを行うべきであることについて	P71			
24	指摘	全職員向けに情報セキュリティポリシーの周知の徹底を図るための教育を実施するべきであることについて	P71			
25	指摘	重要性分類Ⅰに該当する情報資産と考えられるが、暗号化等を施して管理が行われていないことについて	P82			
26	指摘	重要性分類に基づく分類が行われておらず、「情報資産分類票」も作成されていないことについて	P82			
27	指摘	情報資産について、その重要性分類が分かるように表示されていないことについて	P82			
28	指摘	各種操作・接続記録等に対する定期的な分析が行われていないことについて	P86			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R3.3.31

監査実施年度 平成29年度

監査テーマ 特別会計の財務事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
29	意見	情報システムに関する過去の指摘・意見への対応について ①各課の役割を明確化し、ガイドライン作成にシステム利用部門も参加すること②ガイドライン作成に伴い、システム利用部門で情報システムを利用するためのマニュアルを作成すること③将来を見据えたガイドラインを作成すること	P35、36	総務局	情報政策課	R3.3.1

監査実施年度 令和元年度

監査テーマ 高松市の生き物に関連する政策（主として動物を対象とする）

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
30	意見	補助・委託事務の実施方法等について（家畜伝染病予防事業）	P115	創造都市推進局	農林水産課	R3.3.5

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成16年度／高松市民病院の管理運営について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	修繕引当金の合理的な計上基準を設定し、その基準に基づき継続的に処理すべきもの	
指 摘 の 内 容	<p>平成15年度貸借対照表において、修繕引当金が21百万円計上されている。当金額は、平成10年度以前に同額計上され、そのままになっているもので、特定の計上目的もなく、また引当計上の会計方針もない。</p> <p>大規模な修繕に備えて、あるいは修繕費の額を平準化するために修繕引当金を計上することは認められているが、現在のように会計方針がなく、以前計上したものをそのまま繰り越すという処理は実態に合っておらず、適正な会計処理とはいえない。高松市民病院として修繕引当金の合理的な計上基準を設定し、その基準に基づき継続的に処理することが必要である。</p>	
報告書該当 ページ	P80	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2004224-2.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年2月16日
所管課等	病院局 みんなの病院事務局総務課
措置結果	<p>本件指摘事項に係る修繕引当金については、令和2年12月に「高松市病院事業修繕引当金に関する取扱要領」を定め、引当金の計上基準を設定し、その基準に基づき処理することとした。</p> <p>なお、修繕引当金については、平成26年の地方公営企業会計制度の見直しにおいて、「修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該年度において確実に見込まれるものに限り計上する」こととされたところであり、平成10年度以前に計上され、現在に至っている修繕引当金については、「修繕費の平準化が目的ではなく、適正な期間損益計算の実施が目的」とする現行制度の主旨に沿わないものであることから、全額戻入することとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成16年度／高松市民病院の管理運営について	
区 分	意 見	
意見の項目	減価償却の開始時期について	
意見の内容	<p>高松市民病院においては、固定資産の減価償却を「地方公営企業法施行規則」第8条第1項及び「高松市病院事業の財務に関する特例を定める規則」第64条に基づき取得の翌年度から実施している。</p> <p>しかし、固定資産は、使用開始時から収益獲得に貢献するとともに価値の減耗が始まっており、当事実を反映した適正な期間損益を実施するためには使用開始時から償却することが望ましい。なお、「地方公営企業法施行規則」第8条第6項において、減価償却を「使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。」とされており、開始時から償却する方法は認められている。</p>	
報告書該当 ページ	P85	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2004224-2.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年2月16日
所管課等	<p>病院局</p> <p>みんなの病院事務局総務課</p>
措置結果	<p>本件意見に係る減価償却については、地方公営企業法施行規則において、「使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。」とされており、使用開始時から償却することは認められているものの、必ずそうでなければならないものでもないため、平成23年度から、高松市病院事業会計規程を定め、「定額法によって取得の翌年度から行う」こととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の安全な街づくり	
区分	指摘	
指摘の項目	実務に活用できる入力システムを構築すべきもの	
指摘の内容	対象物の管理システムは導入されているが、入力が十分ではないこともあり、実務に活用されていない。例えば、データを利用した査察計画は策定されていない。入力が漏れないような入力システムを構築する必要がある。	
報告書該当 ページ	P94、96	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220a.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月8日
所管課等	消防局 予防課
措置結果	<p>本件指摘事項については、「高松市火災予防査察規程（平成27年5月27日施行）」第6条に基づき、査察の進捗状況や指導事項を一覧で確認できるシステムとして、査察計画表を作成し、平成27年5月から運用している。</p> <p>また、査察計画については、共有ネットワーク上で管理し、消防局長や予防課長による確認が随時行えるよう整備した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の安全な街づくり	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	改善事項の対応が確認できる文書管理方法を採用すべきもの	
指 摘 の 内 容	査察の結果、要改善事項を記載した通知書は、改善事項の対応が未了であるものも、各対象物の台帳に綴られ、改善事項の対応が行われたことが確認される文書管理方法を採用していない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P94、96	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220a.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和3年3月8日
所 管 課 等	消防局 予防課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成27年5月から運用している査察計画表において、違反事項やその改善計画の提出の有無などを一覧で確認できることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の安全な街づくり	
区分	意見	
意見の項目	査察計画は、作成方法や手順を規格化し、合理的に策定することについて	
意見の内容	署毎に策定している計画について、作成方法や手順を規格化して定め、計画の策定過程及び計画自体が合理的に策定され、例えば意図的に特定の対象物を外すことができないなど、対象の選定が重要性に応じて公平に行われるよう、策定過程についても説明可能な状況にする必要がある。	
報告書該当 ページ	P93、94、 96	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220a.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月8日
所管課等	消防局 予防課
措置結果	本件意見については、平成27年5月から運用している査察計画表について、作成方法や手順を規格化するためのマニュアルを作成した。 なお、平成28年度以降は、更にデータ引継用のマニュアルを作成し、査察計画表が合理的に策定できるよう、適正に運用している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の安全な街づくり	
区 分	意 見	
意見の項目	一定期間査察が実施されていない対象物を査察計画策定の基礎とすること、実施可能な計画を再策定することについて	
意見の内容	システム構築の後、システムから一定期間査察が実施されていない対象物を洗い出し、査察計画策定の基礎とすることが望まれる。 また、消防庁からの通知により、特別な調査を行う場合も、計画は実施されることが原則であるが、時間的に不可能である場合には、実施可能な計画を再策定する必要がある。	
報告書該当 ページ	P93、96	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220a.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月8日
所管課等	消防局 予防課
措置結果	<p>本件意見については、「高松市火災予防査察規程（平成27年5月27日施行）」第5条に基づき、防火対象物の査察実施期間を火災発生時に重大な被害が発生する恐れの高い順に1年・3年・5年の3段階を設け、それに伴う査察計画表において、前回の査察日を入力することで長期未査察を把握し、優先して実施することを可能とした。</p> <p>また、実施可能な計画を再策定することについては、同規程第6条において、査察の実施に係る具体的な計画を、実施に係る月の前月及び実施の必要ごとに作成することを基本としつつ、同規程第8条において急を要すると認められる場合には、当該計画に基づかずに査察を行わせるものと規定した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の安全な街づくり	
区 分	意 見	
意見の項目	査察計画から査察結果までの管理ができる文書管理システムの構築について	
意見の内容	査察計画からその顛末として査察結果についてまで管理される文書管理システムの構築が望まれる。	
報告書該当 ページ	P94、96	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220a.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月8日
所管課等	消防局 予防課
措置結果	本件意見については、平成27年5月から、査察の進捗状況やその改善計画の提出状況などの情報を査察実施ごとに記入するなど、一覽で確認できるシステムとして、査察計画表を作成し、適正に運用している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の安全な街づくり	
区分	意見	
意見の項目	査察計画に対する実施状況が管理できる計画表とすることについて	
意見の内容	計画に対し、日程が合わないなどにより、実施されないものが放置されないように、計画に対する実施状況が管理できる計画表とする必要がある。	
報告書該当 ページ	P94、97	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220a.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月8日
所管課等	消防局 予防課
措置結果	本件意見については、平成27年5月から運用している査察計画表において、査察実施後に結果を入力することで、実施状況を一元管理できるようにした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の安全な街づくり	
区 分	意 見	
意見の項目	実施状況の管理簿の作成と改善状況のチェックを組織的に行うことについて	
意見の内容	<p>査察の結果、改善を要する事項として指摘した項目とその改善状況を記入した、実施状況の管理簿の作成が望まれる。</p> <p>また、対応が行われない要改善事項が放置されないように、一定期間対応されていない指摘については、各署で対応を決めるなど、状況のチェックを組織的に行うこと、どうしても指示に従わない場合は、消防法に従い、警告や命令を行うことが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P94、97	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/keika/hokatsu.files/ho2012220a.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月8日
所管課等	消防局 予防課
措置結果	<p>本件意見については、平成27年5月から運用している査察計画表において、指摘事項や改善状況を記入することにより、進捗状況を一覧で確認できるものとした。</p> <p>また、「高松市火災予防査察規程（平成27年5月27日施行）」第32条に基づき、査察計画の履行状況を消防局長その他の消防職員が常時確認できるよう、査察計画表を共有ネットワーク上で管理し、改善状況のチェックを組織的に行える体制を構築した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の安全な街づくり	
区分	意見	
意見の項目	対象物の転用や取り壊しなどの把握、管理データによる現況の確認について	
意見の内容	査察記録を反映させることは当然として、対象物の転用や取り壊しなどを、巡回などにより把握すること、また、管理データから異常値を抽出し、現況を確認することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P94、97	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/keika/hokatsu.files/ho2012220a.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月8日
所管課等	消防局 予防課
措置結果	<p>本件意見については、平成27年5月から運用している査察計画表において、査察の実施期間（1年・3年・5年）を設けることで、定期的な査察を実施し、現状の把握を行い、データ管理することとした。</p> <p>また、「高松市火災予防査察規程（平成27年5月27日施行）」第3条に基づき、全ての消防職員によって、管内の消防対象物の確認に努めることとし、適正に運用している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の安全な街づくり	
区 分	意 見	
意見の項目	査察に応じない管理者及び対象物の公表を検討することについて	
意見の内容	査察に応じない管理者及び対象物については、公表をする制度も検討が望まれる。	
報告書該当 ページ	P97	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220a.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月8日
所管課等	消防局 予防課
措置結果	本件意見については、「高松市火災予防査察規程（平成27年5月27日施行）」第10条及び第24条に基づき、査察への対応の姿勢が認められないときは、消防局長による告発を行うこととしたが、関係者及び対象物を公表することについては、関係法令に規定されていないことから、現行どおりとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の安全な街づくり	
区 分	意 見	
意見の項目	査察の結果、指摘事項があった場合の改善状況への対応について	
意見の内容	少なくとも査察の結果、指摘事項があった場合には、その結果はフォローされなくてはならない。現状では、改善が行われなくとも、対応されないものが多い。	
報告書該当 ページ	P97	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho2012220a.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月8日
所管課等	消防局 予防課
措置結果	<p>本件意見については、「高松市火災予防査察規程（平成27年5月27日施行）」第11条に基づき、改善されるまでの間において火災予防上必要な措置をとるよう指導するとともに、相当の期限を定めて当該違反事項を是正するための計画作成や消防署長に提出を求めることとした。</p> <p>また、同規程第12条に基づき、立入検査結果の通知後における措置として、是正するための計画に記載された改善が完了する予定の日に、消防署長は所属の消防職員に立入検査を行わせることとし、適正に対応している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の安全な街づくり	
区 分	意 見	
意見の項目	重要な改善事項が放置されている対象物は、臨時査察時にも改善指導を行うことについて	
意見の内容	<p>一般査察の結果、改善を要する事項が記載され、改善されていないにもかかわらず、同じ対象物へのボイラーなどの新規の設備設置に伴う臨時査察は可とされているものがある。</p> <p>新規の設置は条件を満たし、可であるとしても、重要な改善事項が放置されている対象物への対応としては適当ではない。臨時査察時にも、違反事項の改善指導を行うべきである。</p>	
報告書該当 ページ	P97	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220a.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月8日
所管課等	消防局 予防課
措置結果	<p>本件意見については、平成27年5月から運用している査察計画表において、重大な違反事項がある防火対象物をリストアップすることにより把握し、その是正に努めるものとした。</p> <p>なお、届出に対して行われる臨時査察において、当該届出以外の事項については指摘することができないが、「高松市火災予防査察規程（平成27年5月27日施行）」第5条第1項（3）に基づき、消防関係法規に係る違反が覚知されるときは、別途査察を実施し、改善指導を行うこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の安全な街づくり	
区 分	意 見	
意見の項目	現行の条例規程を実施の上で、改善事項に対応しない者について公表する制度導入の検討について	
意見の内容	現行の条例規程を実施の上で、改善事項に対応しない者について公表する制度導入の検討を行うなど、査察による指摘が漏れなく対応されるような制度の検討が望まれる。	
報告書該当 ページ	P97	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho2012220a.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月8日
所管課等	消防局 予防課
措置結果	<p>本件意見については、平成27年5月から運用している査察の指摘事項を一覧で確認し、漏れなく対応できる体制とするとともに、改善事項に対応しない者については、「高松市火災予防査察規程（平成27年5月27日施行）」第17条及び第18条に基づき、命令の措置をとった場合に標識の設置などの措置をとるものとした。</p> <p>また平成28年12月に「高松市火災予防条例」を改正し、平成30年度から重大な違反のある対象物については、その対象物名や所在地をホームページ等で公表することとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の安全な街づくり	
区 分	意 見	
意見の項目	避難訓練の未実施への対応をより厳重に行うことについて	
意見の内容	<p>査察の指摘事項を見ると、各種の対応は行われているものの、避難訓練は実施されていないという対象物が散見される。消防署では、要請に基づいて避難訓練への消防署員の派遣などは行っているものの、避難訓練の未実施に関しては、他の要改善事項に比べても、未実施が放置されている。いったん火災が発生すると、文字で理解していたことは実施できない。避難は時間との勝負であることから、事前の訓練は極めて重要であり、高松市においても、より厳重な対応が望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P97	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220a.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月8日
所管課等	消防局 予防課
措置結果	<p>本件意見については、消防法に基づき、防火管理者の選任が義務付けられている防火対象物を対象に、避難訓練等の実施を指導しているが、避難訓練等の未実施は消防法令違反となることから、「高松市火災予防査察規程（平成27年5月27日施行）」第8条に基づき、査察による直接指導を行い、未実施の場合は改善計画の提出を求めることとした。</p> <p>なお、平成27年5月から運用している査察計画表において、未実施の対象物を一覧で確認することとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	支出手続を分掌すべきもの（源平屋島地域運営協議会）	
指 摘 の 内 容	支出までの承認はとっていても、事務担当者が自分で銀行の出金伝票を記入し、銀行印を押して出金している団体が極めて多い。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P144、229	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和3年3月3日
所 管 課 等	創造都市推進局 観光交流課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和2年3月から、事務担当者が支出伺を起案し、決裁後、銀行出金伝票に印鑑管理者である係長が押印する方法に改めることとし、以降、適正に事務処理を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて（源平屋島地域運営協議会）	
意見の内容	<p>統制のための業務分離という視点からは、事務処理と出納を分離することが望ましく、出納と事務処理の業務を分離して担当させることが望ましい。</p> <p>また、預金通帳と印鑑の分離管理は統制の基本中の基本であり、少なくとも、銀行印は担当課長が保管するなどの出納事務の改善が必要である。</p>	
報告書該当 ページ	P144、229	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月3日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	<p>本件意見については、令和2年3月から、通帳は鍵付きキャビネット、印鑑は金庫にて管理し、支出時には、事務担当者が支出何を起案し、決裁後、銀行出金伝票に印鑑管理者である係長が押印する方法に改めることとし、以降、適正に事務処理を行っている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.18

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（源平屋島地域運営協議会）	
意見の内容	一定金額以上の支払は、振込を原則とするなどのルール化が望ましい。イベント会場など、管理部署以外の場所で支払いが行われたりする場合には、仮払制度の導入を検討することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P144、145、 230	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月3日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見については、令和2年3月から、10万円を超える支払は原則振込払とすることとし、仮払いを行う場合には、「前渡金精算書」により、適正に精算を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.19

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（源平屋島地域運営協議会）	
意見の内容	預金からの引き出しにより支払う件数が多数になる場合は、合計額で入金又は出金をし、それにかかる支払明細表を保管することで足りると思われる。	
報告書該当 ページ	P144、230	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月3日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見については、本事業の入金・出金件数が比較的少ないため、従来どおり1件ずつ行っているが、今後、入金・出金件数が多いものは、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.20

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算の様式を使用することについて（源平屋島地域運営協議会）	
意見の内容	<p>現金の支出から、会の精算までの日数は、著しくかい離しないことを原則とすることが望まれる。</p> <p>また、会員等が立替払を行う場合には、使途・支払者（立替者）を記入の上、会計担当者が予算費目等を記入し、精算の様式の使用を原則とするべきである。</p>	
報告書該当 ページ	P145、230	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月3日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見については、令和2年度から、原則立替払を行わないこととした上で、会員等が立替払を行う場合は、「立替経費精算書」により、適正に精算を行うとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.21

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	納品や実施後の検収は、発注書に基づき事務処理担当者以外により行われることについて（源平屋島地域運営協議会）	
意見の内容	納品や実施後の検収は、支払承認と同様に、発注書に基づき、事務処理担当者以外により行われることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P145、146、 230	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月3日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見については、令和2年度から、事務処理担当者以外により納品後の検収を行うよう改めることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.22

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	運用状況の定期的なモニタリングを行うべきであることについて	
指 摘 の 内 容	運用状況の定期的なモニタリングを行うべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P71	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和3年3月1日
所 管 課 等	総務局 情報政策課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成29年6月1日付けで改正した高松市情報セキュリティ監査基本計画書に基づき、平成29年度から、情報セキュリティ監査を実施し、セキュリティ基本方針に基づいた運用について、各システム・各課に対して定期的なモニタリングをすることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.23

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	<p>実際業務に即した情報セキュリティポリシーの見直しとチェックリスト化等による役割の明確化と実施可能な作業レベルへの落とし込みを行うべきであることについて</p>	
指 摘 の 内 容	<p>実際業務に即した情報セキュリティポリシーの見直しとチェックリスト化等による役割の明確化と実施可能な作業レベルへの落とし込みを行うべきである。</p>	
報告書該当 ページ	P71	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/lohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月1日
所管課等	総務局 情報政策課
措置結果	<p>本件指摘事項については、実際業務に即するように見直しを行い、平成31年4月1日に情報セキュリティポリシーを改正した。</p> <p>また、平成29年6月1日付けで改正した高松市情報セキュリティ監査基本計画書に基づき、平成29年度から、情報セキュリティ監査を実施する上で、役割の明確化と実施可能な作業レベルへの落とし込みを行ったチェックリストを使用することとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.24

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	全職員向けに情報セキュリティポリシーの周知の徹底を図るための教育を実施すべきであることについて	
指 摘 の 内 容	全職員向けに情報セキュリティポリシーの周知の徹底を図るための教育を実施すべきである。	
報告書該当 ページ	P71	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月1日
所管課等	総務局 情報政策課
措置結果	本件指摘事項については、令和2年度から、全職員向けに情報セキュリティ研修をe-Learning形式で実施し、情報セキュリティポリシーの周知徹底を図る教育を実施することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.25

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	重要性分類Ⅰに該当する情報資産と考えられるが、暗号化等を施して管理が行われていないことについて	
指 摘 の 内 容	重要性分類Ⅰに該当する情報資産と考えられるが、暗号化等を施して管理が行われていない。	
報告書該当 ページ	P82	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/keika/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月1日
所管課等	総務局 情報政策課
措置結果	本件指摘事項については、平成31年4月1日付けで改正した情報セキュリティ対策基準に基づき、住民情報基盤システムなどの重要性分類Ⅰに該当する資産は、耐火、耐熱等の措置を講じた施設で保管するとともに、特に重要と思われるパスワード情報は、システム内で暗号化を施す等、適切な管理を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.26

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	重要性分類に基づく分類が行われておらず、「情報資産分類票」も作成されていないことについて	
指 摘 の 内 容	重要性分類に基づく分類が行われておらず、「情報資産分類票」も作成されていない。	
報告書該当 ページ	P82	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月1日
所管課等	総務局 情報政策課
措置結果	<p>本件指摘事項については、平成31年4月1日付けで改正した情報セキュリティ対策基準に基づき、住民情報基盤システムサーバーを重要性分類Ⅰとした。</p> <p>なお、同対策基準により、「情報資産分類票」に代わり、「情報資産台帳」を作成するとともに、当該台帳によって、重要性分類に基づく分類を適正に行うこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.27

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	情報資産について、その重要性分類が分かるように表示されていないことについて	
指 摘 の 内 容	情報資産について、その重要性分類が分かるように表示されていない。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P82	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和3年3月1日
所 管 課 等	総務局 情報政策課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成31年4月1日付けで改正した情報セキュリティ対策基準に基づき、住民情報基盤システムサーバーを重要性分類Ⅰとするとともに、「情報資産分類票」により、その重要性分類の表示を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.28

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	各種操作・接続記録等に対する定期的な分析が行われていないことについて	
指 摘 の 内 容	各種操作・接続記録等に対する定期的な分析が行われていない。	
報告書該当 ページ	P86	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2015222.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月1日
所管課等	総務局 情報政策課
措置結果	本件指摘事項については、令和2年6月から、住民情報基盤システムにおいて取得している各種操作・接続記録を毎月抽出し、異常値の有無等について分析を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.29

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	<p>情報システムに関する過去の指摘・意見への対応について ①各課の役割を明確化し、ガイドライン作成にシステム利用部門も参加すること②ガイドライン作成に伴い、システム利用部門で情報システムを利用するためのマニュアルを作成すること③将来を見据えたガイドラインを作成すること</p>	
意見の内容	<p>平成27年度の包括外部監査で「情報システム調達ガイドライン」（以下、ガイドライン）に従った事務の執行が実施できていないことについて、指摘・意見を受けているが、これについては、現在ガイドラインを見直し中ということで、措置には至っていない。</p> <p>情報システムは利便性が高い反面、トラブル時の対応には専門的な知識が必要になる。そのためガイドライン作成・運用の際には専門業務に対応する情報政策課と業務主管課の役割を明確に区別することが前提となる。</p> <p>また、ガイドラインの整備も含めシステムへの対応・体制構築に際し、現実的に実行可能なもの、投資効果の客観的な測定が可能なものである必要がある。情報政策課へのヒアリングの結果、ガイドラインの修正版の作成を現在行っているとのことである。情報システムの調達は随時発生するものであり、業務への影響度も大きいことから、ガイドラインの整備は早急を実施する必要がある。</p> <p>また、ガイドライン作成にあたり留意すべき事項は以下が考えられる。</p> <p>①各課の役割を明確化し、ガイドライン作成にシステム利用部門も参加すること</p> <p>②ガイドライン作成に伴い、システム利用部門で情報システムを利用するためのマニュアルを作成すること</p> <p>③将来を見据えたガイドラインを作成すること</p>	
報告書該当 ペー ジ	P35、36	
報告書への リン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月1日
所管課等	<p>総務局</p> <p>情報政策課</p>
措置結果	<p>本件意見については、平成30年1月4日付けで「情報システム調達ガイドライン」を下記のとおり改訂した。</p> <p>①「情報システム調達ガイドライン」については、システム利用部門と協議の上、ガイドラインの作成を行い、システム利用部門と情報政策課の役割を明確にすることとした。</p> <p>②システムの運用・操作マニュアルを作成し、各システムにヘルプ機能として構築し、システム利用部門が業務を行う中で、いつでも確認できるようにした。</p> <p>③調達ガイドラインのフローを現行運用を踏まえたものとし、情報システムの調達・更新時に利用可能なガイドラインとなるよう作成した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.30

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の生き物に関連する政策（主として動物を対象とする）	
区 分	意 見	
意見の項目	補助・委託事務の実施方法等について（家畜伝染病予防事業）	
意見の内容	<p>家畜伝染病予防事業は、市内の農業協同組合が実施する特定の予防注射について、事業費の30パーセントを上限として補助を行っており、香川県全体が単一農協となっているため、高松市の補助先もJA香川県一社である。</p> <p>当事業の実施要領には、事業の内容として、「乳牛結核病、ブルセラ病検査」、「アカバネ病・イバラギ病予防注射」、「3種混合・4種混合予防注射」、「牛流行熱・大腸菌症・牛RSウイルス予防注射」及び「その他市長が認める検査・予防注射」とされている。列記されている注射のうち、アカバネ病、大腸菌症に該当する項目はなく、列記されていないものも多く採用されている。</p> <p>実施する予防注射について、毎年承認する手続きをとるか、あるいは、要綱の対象についての記載方法を、例えば農業協同組合が必要として実施するもの、などと変更することなど、補助・委託事務の実施方法等について、再検討することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P115	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021302.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年3月5日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	<p>本件意見については、豚熱等、家畜法定伝染病が頻発するなどの社会情勢に対応するため、令和3年2月15日付けで、高松市家畜法定伝染病予防事業実施要領を全部改正し、実施する検査及び予防接種の対象等の見直しを行い、令和2年度の補助金から適用することとした。</p>